

県有林巡視員業務安全対策実施要領

制定 令和6年8月20日林第206-1号

県有林巡視員（以下「巡視員」という。）の業務地は、山林内で、携帯電話等による連絡手段が制限され、救助に時間を要する等、平野部に比べ一層の安全対策が必要となることから、巡視員の業務中の安全を確保するため、県有林巡視員業務安全対策実施要領を制定する。

第1章 目的等

（目的）

第1条 本要領は、安全管理及び業務手順について、環境森林及び森林事務所長（以下「所長」という。）と巡視員が行うべき事項を定め、巡視員の業務中の重大事故を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 県有林巡視員とは、群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則第57条の規定により置かれた巡視員をいう。

第2章 安全管理体制の整備

（安全対策マニュアル）

第3条 所長は、地域の実態を踏まえ、巡視員の業務中及び緊急時の行動や連絡体制等を示した安全対策マニュアルを作成するものとする。

（安全管理体制）

第4条 所長は、適時、巡視員を含めた所内の関係者を集め、安全対策の状況の分析及び評価を行うとともに、重要度の高いリスクへの対応方法を検討するものとする。

2 所長は前項の検討を踏まえ、随時、前条の安全対策マニュアルを改定するものとする。

3 林政課長は、適宜、県有林担当者等による安全対策会議を開催し、事務所の安全対策の状況を共有するとともに、必要な安全対策の検討を行うものとする。また、必要に応じて、巡視員を対象とした研修会を開催し、安全技術の向上に努めるものとする。

(業務の中止基準)

第5条 所長は、気象警報又は注意報が発令された場合は、別表1の基準に基づき巡視員に業務の中止又は変更を命じるものとする。

2 巡視員は、前項に基づき、業務の中止命令を受けた場合は、速やかに業務の中止又は変更を行うものとする。

3 巡視員は、現地の天気等の状況に応じて、危険と判断した時は、業務を中止又は変更することができる。

(装備品)

第6条 所長は、巡視員が安全に業務を行うために別表2の装備品を貸与する。

2 巡視員は、業務内容に応じて、必要な装備品を携行する。

(巡視経路図)

第7条 所長は、県有林内の林道、作業道及び巡視路等の情報をデジタル化し、電子データとして巡視経路図を整備するものとする。

2 所長は、前項の巡視経路図に、巡視路周辺の転落等の危険箇所を記載するものとする。

3 巡視員は、徒歩による巡視を行う場合は、印刷した巡視経路図及び地図データを搭載した衛星通信機能付きハンディGPS(以下「ハンディGPS」という。)を常に携行するものとする。

4 巡視員は、巡視中に危険箇所を発見した場合は、その場所及び内容を所長に報告するものとし、報告を受けた所長は、その内容を巡視経路図に記載するものとする。

5 所長は、巡視員から提供をうけたGPSの情報を基に、適宜、巡視経路図を更新するものとする。

(危険生物対策等)

第8条 所長は、山林内には、クマ、ハチ、毒蛇、ヒル等の危険生物が生息していることを踏まえ、その対策について、巡視員に教育するものとする。

2 所長は、危険生物による被害を防止するため、危険生物の生息状況に応じて、整備品の拡充等の適切な対策を講じるものとする。

第3章 業務実施体制の整備

(複数人による業務の実施)

第9条 所長は、巡視員が、複数人で実施が必要な業務を行うときは、次の体制を構築するための必要な調整を行うものとする。

なお、複数人で実施する業務については、別紙の例を参考に、地域の実情を踏まえて

所長が定めるものとする。

- (1) 事務所職員等と連携した複数人での実施
- (2) 隣接事務所の巡視員と連携した複数人での実施

(巡視計画等の把握)

第 10 条 所長は、群馬県県有林及び県行分収造林巡視員服務要領（以下「服務要領」という。）第 11 条に規定する巡視計画により月単位の業務内容を把握するとともに、巡視員が巡視計画を変更する場合は、事前に変更内容の報告を受けるものとする。

2 所長が把握する業務内容は次のとおりとする。

- (1) 作業場所及び巡視ルート
- (2) 作業内容
- (3) その他所長が必要と認めるもの

(業務開始及び終了時の報告)

第 11 条 巡視員は、業務の開始時に、ハンディ GPS のテキストメッセージ等を用いて、所長へ業務開始の報告をするものとする。

2 巡視員は、業務の終了時に、ハンディ GPS のテキストメッセージ等を用いて、所長へ業務終了の報告するものとする。

3 所長は、巡視員からの報告について、常に確認できる体制を整備するものとする。

4 所長は、巡視員から報告がない場合は、速やかに巡視員に連絡し状況確認するものとする。

(位置情報の共有)

第 12 条 巡視員は、山林内で業務を行うときは、ハンディ GPS の電源を入れ、所長と位置情報を共有するものとする。

2 所長は、インターネットを利用し、巡視員の位置情報を把握するものとする。

第 4 章 緊急時の対応

(緊急時の連絡)

第 13 条 巡視員は、怪我等の緊急事態が発生した場合は、速やかに所長へ連絡し、指示を仰ぐものとする。

2 前項の連絡を受けた所長は、状況を把握し、速やかに警察又は消防への連絡等、必要な措置を講ずるものとする。

3 所長は、前項で把握した状況を林政課長へ適宜報告するものとする。

(連絡不通時の対応)

第 14 条 所長は、巡視員へ連絡がとれない場合、インターネットを利用し、巡視員の位置を確認するとともに、テキストメッセージ等により、状況を確認するものとする。

2 所長は、前項により状況が確認できないときは、現地確認、家族への確認、警察又は消防への連絡等、必要な対策を講じるものとする。

3 所長は、前項で把握した状況を林政課長へ適宜報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第 15 条 所長は、巡視員に事故等が発生した場合は、速やかに家族及び警察又は消防等の関係各所に連絡し、必要な対策を講じるとともに、その状況を林政課長へ適宜報告するものとする。

2 前項の報告を受けた林政課長は、庁内関係課と情報を共有するとともに、所長と連携し、必要な対策を講じるものとする。

第 5 章 その他

(新規採用者への対応等)

第 16 条 所長は、新たに巡視業務に就く巡視員に対しては、本要領及び安全対策マニュアルを共有するとともに、次の事項等について教育を行うものとする。

(1) 業務全般にわたる安全に関する知識

(2) 危険防止に関する遵守事項

(3) 各業務の作業手順

(4) 緊急時における連絡手段及び体制

(5) 事故等の場合の応急措置

2 所長は、書面による説明に加え、巡視対象県有林において、危険区域、待避場所及び季節・天候・従事業務等の実態に応じた指導を行うものとする。

3 所長は、必要に応じて前任の巡視員に協力を仰ぎ、前項の内容についての指導・教育を行うものとする。

(その他必要な対策)

第 17 条 所長は、その他必要な安全対策等を講ずるものとする。

(附則)

この要領は、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。

別表1

気象警報及び注意報時等の業務中止基準

1. 気象注意報及び警報が発令された場合は、下表に従い該当する業務を中止する。

業務内容	大雨		強風	暴風	雷	濃霧	大雪	
	注意報	警報	注意報	警報	注意報	注意報	注意報	警報
自動車が通行可能な道路から離れた森林内での作業	中止	中止	中止	中止	中止	中止	中止	中止
自動車が通行可能な道路の近くの作業		中止		中止				中止
自動車による県有林内林道・作業道の巡視		中止		中止				中止
自動車による県有林内周辺一般道路からの巡視		中止		中止				中止

2. 気象警報又は注意報が発令されていない場合であっても、現地の気象情報を確認し、風、雨、雪、霧などの激しいときや、天候の変動により落石等の起こるおそれのあるときは、業務を中止及び変更する。

3. 気象注意報又は警報が発令された場合であっても、その対象が局地的なものである場合は、現地の状況を勘案し、所長と巡視員の協議により業務継続の可否を判断することができるものとする。なお、業務を継続する場合であっても、天気が急変する可能性を考慮し、安全を踏まえた業務内容に変更する等の配慮を行うこと。

4. 県内で震度5弱以上の震度が観測された場合又は巡視地域で震度4以上の震度が観測された場合は、ただちに業務を中止するものとする。

別表2

巡視員に貸与する装備品

1	腕章
2	作業服
3	防寒着
4	雨具
5	長靴等
6	帽子
7	手袋
8	リュックサック
9	ヘルメット
10	ヘッドライト
11	デジタルカメラ
12	衛星通信機能付きハンディ GPS
13	鉋・ノコギリ
14	熊撃退スプレー
15	熊除け鈴
16	ホイッスル
17	インセクトポイズンリムーバー
18	巡視経路図
19	その他所長が必要と認めるもの

別紙

複数人での実施が望ましい業務の例

1. 自動車が通行可能な道から離れた森林内でのチェーンソー等を用いた作業
2. 滑落・落石等の危険性が高い場所での作業
3. 熊による人身被害が発生の恐れがある場所での作業
4. 盗伐その他の加害行為者に対する指導業務